

練馬区立幼稚園長 様
練馬区立小中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 佐藤 永樹
(公印省略)

自然災害が発生した場合の対応について

このことについて、練馬区教育委員会では下記のように対応することとしています。各学校（園）におかれましては、教職員への周知を図るとともに、別添資料を保護者に配付したり、学校ホームページに掲載したりするなど、保護者に周知していただきますようお願いいたします。

記

【風水害について】

1 一斉臨時休業となる場合

当日 7 時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は一斉臨時休業とする。

※別紙「風水害時における対応および連絡について（フローチャート図）」参照

2 一斉臨時休業ではないが、学校（園）判断で登校（園）時刻を繰り下げる等の対応をする場合

- (1) 事前に必ず教育指導課と協議する。
- (2) 協議後、学童クラブに連絡する。
- (3) スクールゾーンの解除を想定して、登校（園）時の見守り体制等を整備する。
- (4) 下校（降園）の際は、各学校（園）において地域の状況をよく把握した上で安全確保を図る。
- (5) 保護者の判断で児童生徒を欠席させる場合は、出席停止扱いにするなど、当該児童生徒に不利益のないようにする。

○留意事項

- (1) 校園長先生および副校園長先生は、「保護者向け情報伝達サービス」（sigfy）に登録するようお願いいたします。
- (2) 保護者には、「保護者向け情報伝達サービス」（sigfy）を通しての連絡となるため、できるだけ登録するよう促してください。

【登下校中等に地震が発生した場合について】

※幼稚園は幼児と保護者が一緒に登降園のため保護者と共に以下の通りの対応となります。

1 震度 5 弱以上の場合

(1) 登校前に発生した場合

学校は臨時休業となるため、児童生徒は自宅待機

- ①学校避難拠点要員は、ただちに学校に参集する。
- ②前日の下校以降、翌日の登校までに発生した場合は、翌日が一斉臨時休業となる。翌日以降は学校から連絡があるまで自宅待機となる。その際、学校は在籍するすべての児童生徒の安否確認を行う。

(2) 登下校時に発生した場合

- ・児童生徒は、自分の判断で安全な場所へ避難
- ・揺れが収まった後、原則として学校に近い場合は学校に、自宅に近い場合は自宅に、判断に迷う場合は学校に移動

- ①教職員は、安否確認システムに基づき、自らの安否状態を報告し、参集する。

- ②出勤している教職員は、通学路で児童生徒を誘導する。

2 震度 4 以下の場合

安全に気を付けて登校

- (1) 被害状況により、臨時休業や保護者判断による遅刻・欠席とすることがある。また、下校について、保護者への引き渡しとすることがある。

- (2) 学校は始業後に登校が確認できない児童生徒の安否確認を必ず行う。

【担当】

統括指導主事 小倉 哲治
電 話 5984-5759